


### 福祉に関する身近な相談相手

**5月12日は  
民生委員・  
児童委員の日**

〜広げよう  
地域に根ざした思いやり



イメージキャラクター  
ミンジー

問 福祉総務課 ☎724・2537  
FAX 050・3101・0928

皆さんは民生委員・児童委員をご存じですか。現在235人の民生委員・児童委員(うち主任児童委員18人)が、市民の皆さんから福祉に関する悩みや問題を伺い、助言や関係機関の紹介など必要な支援を行っています。

#### こんな活動をしています

委員は、市役所・児童相談所・高齢者支援センター・社会福祉協議会・学校等の関係機関と連携し、これらの機関で行っているサービスの内容や利用方法を説明し、情報を提供します。

また、高齢の方、身体が不自由な方、子育てや生活でお困りの方などから、福祉に関する心配事や悩みを聞き、その内容に応じて、市役所や関係機関の担当窓口を紹介したり、連携して問題解決のお手伝いをします。

#### PR展を開催します

委員の活動を多くの方に知っていただくため、5月11日(月)～15日(金)に、市庁舎1階イベントスタジオでPR展を開催します。

当日は、アンケートにお答えいただいた方に、ミニタオルやシール等のミニジューグッズを差し上げます(数に限り有り)。

#### 新たに委嘱された 民生委員・児童委員

4月1日に、石王好己氏(☎7233・2265)が、新たに民生委員・児童委員に委嘱されました。担当は町田第一地区(原町田6丁目全

域)です。

また、忠生第一地区の山崎町995、996、1050～1299、1343の担当は欠員となりました。  
※この他の地区の委員は、お問い合わせ下さい。

誰もが安心して生活できる地域づくりのために

町田市民生委員児童委員協議会  
代表会長 一石靖江さん



私たちは、それぞれの担当地域で、住民の皆さんが、安心・安全に日常生活を送れるよう、皆さんと同じ目線・立場にたって、お困り事・心配事など福祉に関する相談・見守り・支援を行い、問題解決に向けて、関係機関との「パイプ役」「おせっかい役」となって活動しています。

人と人とのつながり・絆を大事にしつつ、地域福祉の担い手として、委員が一丸となって、皆さんの役に立てるよう日々努めています。

何かありましたら一人で抱え込まず、お近くにいる委員を思い出し、お気軽に声をかけて下さい。そして、一緒に考えてみませんか。きっと、希望の光へのヒントが見つかりますよ。

#### 関係機関・団体と連携・協力



- ・市役所
- ・児童相談所
- ・高齢者支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・学校等

市民の皆さんと地域・行政をつなぐ、地域に根ざした活動を行います

- 民生委員・児童委員
- 主任児童委員(子どもの問題を専門)

相談・支援

パイプ役



ネットワークづくり

#### 暮らしの中の心配・困り事をサポート



高齢者・障がいがある方



子どもや子育て家庭

その他、お困りの市民の皆さん

### 5月30日はごみゼロデー

## 統一美化キャンペーンを実施します

問 環境保全課 ☎724・2711 FAX 050・3160・5478



1都6県で構成する関東甲信越静環境活動推進連絡協議会では、毎年5月30日を「関東地方環境美化の日(ごみゼロデー)」と定め、この日を中心に統一美化キャンペーンを推進しています。

市でも、地域の美化を推進する活動を市内全域で行います。

また、5月29日(金)には、鶴川駅周辺で一斉清掃を実施します。

町内会・自治会及び各種団体や個人の皆さんのご協力を願います。

**回収活動の方法**

集めるごみは道路、公園等の公共施設に散乱したビン・カン・ペットボトル・紙くず・たばこの吸い殻等のポイ捨てごみに限ります。

拾い集めたごみは、自宅や「資源とごみの出し方」に従って分別して下さい。

その際、燃やせるごみ・燃やせないごみは、有料の指定収集ごみ袋を使わずにボランティア袋をご利用下さい。袋には必ず「ボランティア袋力ード」に記載の登録番号を記入して下さい。記入のないものは収集できません。

## 市税の納税通知書の発送と減免等のお知らせ

2015年度の課税額や所得額、控除額等を記載した、納税通知書・税額通知書を次の日程で発送します。納期限までに納付をお願いします。

○個人の市・都民税

6月1日に発送します(第1期納期限は6月30日)。

※65歳以上の公的年金所得のある方は6月12日に発送します。給与差し引きの方は、5月14日に税額通知書を勤務先へ発送します。

○軽自動車税

5月11日に発送します(納期限は6月1日)。

○固定資産税・都市計画税

2015年度の納税通知書を発送しました。5月12日までに届かない場合は、資産税課へご連絡下さい。

**【減免制度についてのご案内】**

減免申請等の手続きは、郵送または直接各担当窓口で行

つて下さい。

○固定資産税・都市計画税

集会所や福祉施設、一般に開放された遊び場や公園等、公益のために利用する固定資産(有料で利用するものは除く)、災害等により価値を著しく減じられた固定資産、生活保護法により生活扶助を受けている方などの固定資産については、申請により減免が認められる場合があります。

○個人の市・都民税

生活保護を受けている方、災害で住宅や家財に損害を受けた方などについては、申請により減免が認められる場合があります。

○法人市民税

収益事業等を行っていない公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等は、申請により減免されます。該当すると思われる法人

※ボランティア袋の利用には事前の登録が必要です。3R推進課(☎797・7111)や各市民センター等で登録して下さい。

※ボランティア袋に入らない大きなごみは対象外です。

※市道に放置された自転車は交通安全課(☎724・1136)へ、その他の大きなごみは、道路補修課(☎724・4245)へ、お問い合わせ下さい。

※回収活動は、5月30日前後でそれぞれ日程を決めて実施をお願いします。

あります。

※軽自動車税を納付済みの場合や申請期限の6月1日を過ぎた場合は、減免を受けられませんのでご注意ください。

【市税のお支払いが困難な方は納税相談を】

災害や病気等やむを得ない理由で納期限までに市税の支払いが困難な方には、その事情に応じた納税相談を実施しています。早めのご相談をお願いします。

問 固定資産税・都市計画税について 資産税課 ☎724・2530、2119、2118、2116 FAX 050・3085・6094、個人の市・都民税について 市民税課 ☎724・2117、2114 FAX 050・3085・6084、法人市民税・軽自動車税について 市民税課 ☎724・2113 FAX 050・3085・6084、納付について 納税課 ☎724・2122 FAX 050・3085・6233